

# 「新しい社会的養育ビジョン」について（概要）

# 「新しい社会的養育ビジョン」の概要

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

## 1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

- ・ 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。
- ・ この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- ・ 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

## 2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- ・ 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）
- ・ 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。 他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- ・ 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- ・ 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスターリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスターリング機関事業の創設を行う。
- ・ 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適當な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

### 3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

- ・ 平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、次に掲げる事項について、目標年限を目指し計画的に進める。
- ・ これらの改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある。その改革の工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

#### (1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保する。
- ・ 子どもへの直接的支援事業（派遣型）や親子入所支援の創設などの支援メニューの充実を図る。
- ・ 児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にして、支援内容に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

#### (2) 児童相談所・一時保護改革

- ・ 児童相談所職員への各種研修の実施と効果検証、中核市・特別区による児童相談所設置への計画的支援を行う。
- ・ 通告窓口一元化、調査・保護・措置に係る業務と支援マネジメント業務の機能分離を計画的に進める。
- ・ 一時保護の機能を2類型に分割（緊急一時保護とアセスメント一時保護）し、閉鎖空間での緊急一時保護は数日以内とする。
- ・ 一時保護時の養育体制を強化し、概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現する。
- ・ パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを行える十分な人材確保を5年以内に実現する。

#### (3) 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革

- ・ リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。
- ・ 平成29年度中に国でプロジェクトチームを発足しガイドライン作成や自治体への支援を開始する。
- ・ ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設する。併せて「里親」の名称変更も行う。

#### (4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進

- ・ 永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべき。
- ・ 特別養子縁組に関する法制度改革（年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限）を速やかに進め、新たな制度の下で、児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍の年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

#### (5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。
- ・ 代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明、子どもの意向が尊重される必要がある。
- ・ これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、さらに専門性を高め、親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケア、親子関係改善への通所指導、母子の入所を含む支援、親子関係再構築支援、里親・養親支援などの重要な役割を地域で担う新たな存在として、乳児院は多機能化・機能転換する。「乳児院」という名称をその機能にあったものに変更する。

#### (6) 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- ・ 個別的ケアが提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。
- ・ 全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化（最大6人）・地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模（最大4人）となる職員配置を行う。

- ・ 豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

## (7) 自立支援（リービングケア、アフターケア）

- ・ 平成30年度までにケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、包括的な制度的枠組み（例：自治体による自立支援計画の策定など）を構築する。
- ・ 代替養育の場における自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進する。
- ・ 自立支援方策を具体化するための検討の場を設ける。

## (8) 担う人材の専門性の向上など

- ・ 児童福祉司等の研修や、要保護児童対策地域協議会の専門職研修等の実施状況確認とその効果判定を行い、国による研修の質の向上を図る。
- ・ 子どもの権利擁護のために、早急に児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示し、3年を目途にその体制を全国的に整備する。
- ・ 平成30年度に一時保護の専門家による評価チームの構成から始め、概ね5年以内には社会的養護に係わる全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケイト制度の構築を行う。
- ・ 虐待関連統計の整備を概ね5年以内に行い、情報共有のためのデータベース構築も概ね5年以内に行う。
- ・ Child Death Reviewの制度を概ね5年以内に確立する。

## (9) 都道府県計画の見直し、国による支援

- ・ 従来の「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し、家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込む。これらを実現するため、国は必要な予算確保に向けて最大限努力し、実現を図る。

# 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

## 1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により新設された児童福祉法第3条の2において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

また、平成28年3月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会の報告（提言）において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みの整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。

このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直す。

## 2. 検討事項

次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- (1) 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- (2) 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- (3) (2)を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- (4) 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- (5) (2)～(4)を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- (6) 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

## 3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおり。
- (2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

## 4. 運営

- (1) 厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- (3) 原則として公開とする。

### (別紙)

#### 新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿 (五十音順、敬称略)

相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
◎ 奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
加賀美 尤祥	社会福祉法人山梨立正光生園 理事長 山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
上鹿渡 和宏	公立大学法人長野大学社会福祉学部 教授
塩田 規子	社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長
伊達 直利	社会福祉法人旭児童ホーム 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎：座長、○：座長代理 (合計12名)